

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人川口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第39条の規定により、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他川口市長の許認可を受ける事項
- (8) 定款細則、経理規程等本会の運営に関する重要な規程の制定及び変更
- (9) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）
- (10) 役員報酬に関する事項
- (11) 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての会長職務代理者の選任に関する事項
- (12) その他、本会の業務に関する重要事項

2 前項第1号から第6号については、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 本会定款第12条第1項の規定により会長が専決した事項
- (3) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第4条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって召集日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め提出議案の内容等について

説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。記載事項については、次のとおりとする。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人2名の選出
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

第3章 監事

(監査の実施)

第8条 本会定款第13条に規定する監事の監査は、事業報告、資金収支計算書及びこれに付属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに付属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録を作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第9条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名又は記名押印の上、理事会、評議員会、川口市長に報告するものとする。

第4章 役員の選任

(選任手続き)

第10条 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書及び身分証明書、登記されていないことの証明書を徴するものとする。また、他の法人の役員に就いている場合は、社会福祉法人役員活動状況証明書を併せて徴するものとする。

3 会長は、第2項の確認を行った後に、次期役員となるべき者に対し委嘱書を交付するものとする。

(中途退任)

第11条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第12条 役員の欠員補充については、第10条の規定を準用する。

(役員名簿)

第13条 会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第5章 評議員会

(議決事項)

第14条 評議員会で議決すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義業の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、本会の業務に関する重要事項

(報告事項)

第15条 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) その他役員から報告を求められた事項

(評議員の招集)

第16条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって召集日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第17条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第18条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会終了後速やかに議事録を作成するものとする。記載事項については、次のとおりとする。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 評議員総数
- (5) 定足数に関する規程（定款の引用）
- (6) 議事録署名人2名の選出
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

4 会長は、作成した議事録を評議員会終了後速やかに欠席評議員へ送付するものとする。

第6章 評議員の選任

(選任の手続き)

第19条 理事会において選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、次期評議員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書及び身分証明書、登記されていないことの証明書を徴するものとする。また、他の法人の役員に就いている場合は、社会福祉法人役員活動状況証明書を併せて徴するものとする。

3 会長は、第2項の確認を行った後に、次期評議員となるべき者に対し委嘱書を交付するものとする。

(中途退任)

第20条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第21条 役員の欠員補充については、第19条の規定を準用する。

(評議員の名簿)

第22条 会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第23条 定款第12条第1項の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、次に掲げるものとする。ただし、業務の範囲は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 規程等の制定、改廃に関する事
- (2) 職員の人事に関する事
- (3) 職員の給与に関する事
- (4) 職員の労務管理・福利厚生に関する事
- (5) 債権の免除、又は効力の変更に関する事
- (6) 設備資金の借入に係る契約に関する事
- (7) 契約に関する事
- (8) 川口市、埼玉県社会福祉協議会の補助、受託事業の受入等及び既定事業の変更、またはそれに伴う補正予算に関する事
- (9) 不用物品等の売却又は廃棄に関する事
- (10) 予算上の予備費の支出に関する事
- (11) 寄附の受入れに関する事
- (12) 本会に関する情報の開示に関する事
- (13) その他の業務に関する事

2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

(専決の報告)

第24条 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第8章 細則の変更

(変更等)

第25条 この細則を変更しようとするときは、理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を受けなければならない。

附 則

この細則は、平成25年4月1日より施行する。

別表（第23条関係）

業 務 の 種 類	業 務 の 範 囲								
1 規程等の制定、改廃に関する こと	各種規程（会員規程、その他本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）、運用方針、要領等の制定、改廃に関する事項。								
2 職員の人事に関する こと	職員の任免、賞罰その他人事に関する事項。								
3 職員の給与に関する こと	重要、異例に属するものを除く事項								
4 職員の労務管理・福利厚 生に関する こと	日常的事項。								
5 債権の免除、又は効力の 変更に関する こと	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。								
6 設備資金の借入に係る契 約に関する こと	予算の範囲内の事項。 なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。								
7 契約に関する こと	<p>1 次に掲げるような軽微なもの。</p> <p>ア 事業で使用する消耗品、食料品等の日々の購入</p> <p>イ 施設設備の保守管理、物品の修理等</p> <p>ウ 緊急を要する物品等の購入</p> <p>2 次に掲げる随意契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> <p>ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えないもの。</p> <table border="1" data-bbox="671 1834 1369 2051"> <thead> <tr> <th data-bbox="671 1834 1139 1883">契約の種類</th> <th data-bbox="1139 1834 1369 1883">予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="671 1883 1139 1933">1 工事又は製造の請負</td> <td data-bbox="1139 1883 1369 1933">1 3 0 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1933 1139 1982">2 食料品・物品等の買入れ</td> <td data-bbox="1139 1933 1369 1982">8 0 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1982 1139 2051">3 全各号に掲げるもの以外</td> <td data-bbox="1139 1982 1369 2051">5 0 万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	予定価格	1 工事又は製造の請負	1 3 0 万円	2 食料品・物品等の買入れ	8 0 万円	3 全各号に掲げるもの以外	5 0 万円
契約の種類	予定価格								
1 工事又は製造の請負	1 3 0 万円								
2 食料品・物品等の買入れ	8 0 万円								
3 全各号に掲げるもの以外	5 0 万円								

	<p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。</p> <p>ウ 緊急の必要により行うもの。</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるもの。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがあるもの。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合に行うもの。</p> <p>キ 競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。</p> <p>3 当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>
10 予算上の予備費の支出に関すること	予算に計上されたもの。
11 寄附の受入れに関すること	寄附金の募集に関することを除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
12 本会に関する情報の開示に関すること	定例的事例。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。
13 その他の業務に関すること	<p>1 予算の編成に係る事項。</p> <p>2 事業報告書の作成、決算事務に関する事項。</p> <p>3 予算の流用に関する事項。</p>